

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年4月12日

【会社名】 株式会社フォンツ・ホールディングス

【英訳名】 FONTZ Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小野間 史敏

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋一丁目1番15号

【電話番号】 050 5808 5551

【事務連絡者氏名】 経営企画室 IR 広報担当 丹藤 昌彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋一丁目1番15号

【電話番号】 050 5808 5551

【事務連絡者氏名】 経営企画室 IR 広報担当 丹藤 昌彦

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 平成25年4月15日から本店の移転及び電話番号の変更を予定しております。  
新本店の所在地 東京都港区赤坂一丁目7番1号  
新電話番号 050 - 5835 - 0966

## 1 【提出理由】

当社は、平成25年4月12日開催の取締役会において、会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、平成25年4月30日（以下「基準日」といいます。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）旨を決議しております。本新株予約権無償割当てについては、当社株主のうち本邦以外の地域に居住する株主（以下「外国居住株主」といいます。）以外の株主に対して割り当てられる本新株予約権に関し、同月12日、有価証券届出書を提出いたします。一方、外国居住株主に対して割り当てられる本新株予約権について、50名未満の者を相手方として行われる募集に該当し、その行使に際して出資される財産の価額の総額が1億円以上となることを見込まれることから、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本臨時報告書における本新株予約権の発行数、発行価額の総額、差引手取概算額は、外国居住株主か否かにかかわらず、本新株予約権の発行数の全てに基づく数ないし金額であります。

## 2 【報告内容】

### イ 本新株予約権の銘柄

株式会社フォント・ホールディングス 第1回新株予約権

### ロ 本新株予約権に関する事項

#### （ ）発行数

27,739,300個

発行数（本新株予約権の総数）は、基準日における当社発行済株式総数から同日において当社が保有する当社株式数を控除した数とします。上記発行数は、平成25年4月12日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する株式の数を除きます。）を基準として算出した見込み数であります。

#### （ ）発行価格（募集価格）

株主割当 0円

#### （ ）発行価額の総額

693,482,500円

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価格は上記のとおり無償ですが、新株予約権の発行価額の総額には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額693,482,500円を合算した金額を記載しております。

#### （ ）本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

##### （1）種類及び内容

当社普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。）

##### （2）数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は当社普通株式1株

#### （ ）本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

25円

#### （ ）本新株予約権の行使期間

平成25年6月7日（金）から平成25年6月28日（金）までとします。

#### （ ）本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

(注)本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日(ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。)の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関(機構加入者)から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされます。

- ( ) 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とします。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- ( ) 本新株予約権の譲渡に関する事項  
譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しません(会社法236条第1項第6号に掲げる事項に該当しません。)

## 八 発行方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、本新株予約権を割り当てます。

## 二 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項はありません。

## ホ 募集を行う地域

上記(vii)(注)に記載の本新株予約権の行使についての制限がなされない外国に居住する株主の居住する地域

## へ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

- ( ) 本新株予約権の新規発行による手取金の総額
- |               |              |
|---------------|--------------|
| (1) 発行価額の総額   | 693,482,500円 |
| (2) 発行諸費用の概算額 | 39,700,000円  |
| (3) 差引手取概算額   | 653,782,500円 |

(注) 1. 発行価額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年4月12日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式の数を除きます。)を基準として算出した見込額であります。  
2. 発行諸費用は、業務委託報酬、弁護士報酬、登記費用その他諸費用からなります。  
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、発行価額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

- ( ) 本新株予約権の新規発行による手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

平成25年4月12日(金)現在の当社発行済株式総数(当社が保有する自己株式の数を除きます。)を基準として算出可能であります。本新株予約権を割り当てられた株主又は市場を通じて本新株予約権を購入した本新株予約権者の皆様の行使状況により、変動いたします。以下は、本新株予約権の総数うち行使された本新株予約権の割合(以下「行使比率」といいます。)が100%(本新株予約権の総数27,739,300個が全て行使された場合)及び50%(本新株予約権の総数27,739,300個のうち、13,869,600個分が行使された場合)と仮定した場合の発行価額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額を記載しております。

なお、100%の行使比率のほかに、50%の行使比率を記載した理由は、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社であるミネルヴァ債権回収株式会社が本新株予約権無償割当てにより割り当てられる本新株予約権を行使せず、市場内で売却する方針であること、及び平成25年3月21日現在当社の総議決権に対する議決権割合33%(9,170,000株)を所有するRed Planet Holdings Pte Ltd(以下「RPH社」といいます。)が本新株予約権無償割当てにより割り当てられる本新株予約権に加え、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させるため、本新株予約権が金融商品取引所の開設する市場に上場している間に、当該市場の状況を勘案の上、同社の投資方針に合致する範囲で、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させ、市場の状況によっては親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条3項に規定する親会社をいうものと理解しております。)となる可能性も視野に入れた形で、本新株予約権を追加取得し、行使する意向を有していることを書面により確認しているためです。

## 行使比率が100%の場合

具体的な用途	金額(円)	支出予定時期
当社による合同会社(SPC)に対する出資により生じた当社の運転資金の不足への充当及びRPH社のSPCに対する出資持分の買取(これら出資に係る資金をSPCは既存ホテル購入資金(沖縄県)、改装費及びホテル事業に対する一般管理費に充当する。)(注1)	603,782,500円	平成25年7月～平成25年9月
Eコマース 開発費用(音楽ダウンロードサイト開発費用)	10,000,000円	平成25年7月～9月
商品仕入買付け資金及び運転資金(IQdeal社のサイトで販売する“クール・ジャパン”関連のコスメティックグッズやアクセサリに係る当社の買付け資金等)	20,000,000円	平成25年7月～12月
Eコマース事業等の新規事業に伴う一般管理費	20,000,000円	平成25年7月～12月

(注)1. RPH社のノウハウを取り込んだリミテッドサービスホテルの開業に向けて、当社が出資する合同会社(SPC)を通じて沖縄県の既存ホテルを取得する予定です。沖縄県の既存ホテル取得費は1,050,000,000円、当該既存ホテル改装費は55,000,000円を予定しており、SPCは、当該既存ホテルの一般管理費として必要な95,000,000円との合計1,200,000,000円を銀行からの借入及び匿名組合出資により調達する予定です。本新株予約権無償割当てによる資金調達が可能な時期が、上記各費用を支払うべき時期より遅くなることが予定されていることから、SPCは、銀行からの借入により530,000,000円を調達するとともに、当初、当社から100,000,000円を、RPH社から570,000,000円を、それぞれ匿名組合出資により調達することを予定しており、行使比率が100%の場合、本新株予約権無償割当てにより調達した資金のうち100,000,000円を当社が出資したSPCへの匿名組合出資により生じた当社の運転資金の不足に、503,782,500円をRPH社からの匿名組合出資の買取に充当する予定です。  
なお、沖縄県のホテルの取得に関する概要は以下のとおりです。

## (a) ホテル資産を取得する合同会社(SPC)の名称等

名称	合同会社FORTUNE ONE
所在地	東京都港区赤坂一丁目7番1号
代表者の役職・氏名	一般社団法人HOTEL Core CAPITAL
事業内容	不動産の取得、保有及び処分 不動産の賃貸及び管理 不動産信託受益権の取得、保有及び処分 等
資本金	50万円

## (b) 取得資産の概要

内容、所在地	沖縄県那覇市前島三丁目1番4号 土地：553.56㎡(信託受益権を予定) 建物：3,309.2㎡(信託受益権を予定)
取得価額(予定)	1,050百万円(消費税込)
現況	ビジネスホテルを主なテナントとする賃貸ビル(平成20年6月竣工)。ビジネスホテルは、平成25年7月初旬、「チューンホテル那覇(予定)」として開業予定(客室数117室)。

## (c) 取得先の概要

名称	リラックス観光株式会社
所在地	沖縄県那覇市前島三丁目1番4号
代表者の役職・氏名	代表取締役 東江一成
事業内容	ホテル、宴会、結婚式場及びレジャー施設の経営 不動産の保有、売買、賃貸等
資本金	60百万円
設立年月日	平成22年6月2日
当社との関係	該当事項はありません。

## 行使比率が50%の場合

具体的な用途	金額	支出予定時期
当社による合同会社(SPC)に対する出資により生じた当社の運転資金の不足への充当及びRPH社によるSPCに対する出資持分の買取(これら出資にかかる資金をSPCは既存ホテル購入資金(沖縄県)、改装費及びホテル事業に対する一般管理費に充当する。) (注1)	261,800,000円	平成25年7月～9月
Eコマース開発費用 (音楽ダウンロードサイト開発費用)	10,000,000円	平成25年7月～9月
商品仕入買付け資金及び運転資金 (IQdeal社のサイトで販売する“クール・ジャパン”関連のコスメティックグッズやアクセサリーに係る当社の買付け資金等)	20,000,000円	平成25年7月～12月
Eコマース事業等の新規事業に伴う一般管理費	20,000,000円	平成25年7月～12月

- (注) 1. 行使比率が50%の場合には、本新株予約権無償割当てにより調達した資金のうち100,000,000円を当社が既に出資したSPCへの匿名組合出資により生じた当社の運転資金の不足に、161,800,000円をRPH社からの匿名組合出資の買取に充当する予定です。
2. 行使比率が50%の場合における上記資金調達額(311,800,000円)が達成されなかった場合におきましては、株式市況、消費者等のマーケット状況等を勘案した上で、比較的速やかに他の資金調達手法を検討する所存です。

## ト 新規発行年月日

平成25年5月1日(割当日)

## チ 上場金融商品取引所の名称

本新株予約権を大阪証券取引所に上場する。

## リ 平成25年4月12日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数 27,789,400株  
資本金の額 98百万円

以上